

令和5年12月玉川村議会定例会

議事日程(第3号)

令和5年12月13日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第61号 村長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第62号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第63号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第64号 玉川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第65号 令和5年度玉川村一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第 6 議案第66号 令和5年度玉川村介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 7 議案第67号 令和5年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 8 議案第68号 令和5年度玉川村上水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第 9 議案第69号 令和5年度玉川村農業集落排水事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第10 議案第70号 玉川村ふれあいセンター改修工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第71号 旧駒木根工業(株)工場等解体工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第72号 すがまプラザ校庭法面地すべり防止工事請負契約の締結について
- 日程第13 発議第 3号 玉川村議会基本条例制定特別委員会の設置について
- 日程第14 選任第 4号 玉川村議会基本条例制定特別委員会委員の選任について
- 日程第15 報告第 6号 玉川村議会基本条例制定特別委員会委員長及び副委員長の互選について
- 日程第16 発議第 4号 玉川村議会議員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第18 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第19 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第20 委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（12名）

1番	大 羅 将 君	2番	佐久間 安 裕 君
3番	小 針 竹千代 君	4番	石 井 清 勝 君
5番	渡 邊 一 雄 君	6番	小 林 徳 清 君
7番	大和田 宏 君	8番	飯 島 三 郎 君
9番	西 川 良 英 君	10番	三 瓶 力 君
11番	塩 澤 重 男 君	12番	須 藤 利 夫 君

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	大 越 健 一	会計年度任用	須 藤 智 恵 子
-------	---------	--------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

村 長	須 釜 泰 一 君	副 村 長	丹 内 一 彦 君
教 育 長	岡 崎 寛 人 君	総 務 課 長	須 田 潤 一 君
企画政策課長	小 針 武 彦 君	住民税務課長 兼会計管理者	車 田 ヨシ子 君
健康福祉課長	曲 山 知 賀 子 君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局 長	塩 田 敦 君
地域整備課長	高 林 浅 輝 君	教 育 課 長	坂 本 敬 君
公 民 館 長	小 針 達 夫 君	遊 水 地 対 策 室 長	溝 井 浩 一 君

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第61号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第1、議案第61号 村長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、須田潤一君。

〔総務課長 須田潤一君登壇〕

○総務課長（須田潤一君） おはようございます。

それでは、議案第61号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（須田潤一君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第61号 村長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第2、議案第62号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、須田潤一君。

〔総務課長 須田潤一君登壇〕

○総務課長（須田潤一君） それでは、議案第62号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（須田潤一君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第3、議案第63号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、須田潤一君。

〔総務課長 須田潤一君登壇〕

○総務課長（須田潤一君） それでは、議案第63号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（須田潤一君） よろしくご審議、ご議決くださるようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第63号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第4、議案第64号 玉川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、曲山知賀子君。

〔健康福祉課長 曲山知賀子君登壇〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） それでは、議案第64号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号 玉川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第5、議案第65号 令和5年度玉川村一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

総務課長、須田潤一君。

〔総務課長 須田潤一君登壇〕

○総務課長（須田潤一君） それでは、議案第65号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○総務課長（須田潤一君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

7番、大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） それでは、3点について伺います。

ページでいきますと、17ページの中に補助金がありまして、生活困窮世帯緊急補助事業補助金ということで3,500万がございまして、この生活困窮世帯というのはどういう世帯なのか、1世帯当たり幾らを予定しているのか、併せてこういう補助金だと、なるべく早く支給すべきと考えますが、12月末までに事務的に作業できるのかどうか伺います。

それから、ページでいきまして、21ページ、真ん中辺に補助金がありまして、農業資材価格等高騰対策継続支援事業補助金ということで2,800万ほどありますが、この中身について伺います。

3点目でございますが、26ページ、ここには各学校の補正で学校管理備品ということでそれぞれの学校で上がっておりますので、これについての中身について伺います。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） 大和田議員のただいまのご質問についてですが、まず1点目の生活困窮世帯緊急補助事業の補助金3,500万円ということで、生活困窮世帯とはどのような世帯を指すのかというご質問ですが、こちらについては今年度の住民税非課税世帯になります。

次が、1世帯幾らの支給かということで、今回は1世帯当たり7万円の支給となります。

3つ目が、支給の時期いつ頃になるのかということですが、年内の支給は厳しい状況になります。今考えているスケジュールは、1月に対象者の抽出を行いまして、1月中旬くらいまでには確認書というものを各対象世帯に発送いたします。その後、返送を待ってからの支給になるので、早くて1月末ぐらいに1回目の振込が開始できるものと考えて、そのようなスケジュール感で今のところ進めております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 7番、大和田議員のご質問にお答えいたします。

農業振興費の中の補助金、農業資材価格等高騰対策継続支援事業補助金のこちらの中身でございます。

こちらにつきましては、昨今の農業資材等の高騰に伴う農業者支援策としまして、令和4年の所得申告をベースにしまして、農業の経費として計上されていたものの10%、上限15万円について補助するというようなものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） 教育課長、坂本敬君。

○教育課長（坂本 敬君） 7番、大和田議員のご質問にお答えします。

ページ、26ページ並びに27ページの各小中学校の備品購入費の内訳でございますが、毎年、消防法の規定によりまして、各学校の消防用の設備点検を実施しておりますが、今年度の点検の結果、各学校内にあります屋内消火栓、こちらの中に常備しております消火ホースに不備がありまして、そのホースを交換するものでございます。

具体的には、屋内消火栓設備における消火ホースにつきましては、設置から10年経過すると交換等が義務づけられておりまして、各学校に設置しておりました消火ホースが設置から10年以上経過したことによりまして、玉川第一小学校が16本、須釜小学校が10本、玉川中学校が20本の合計46本の消火ホースをそれぞれ新しくするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

3番、小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 1点目は、22ページの負担金及び補助金1,750万、雇用確保支援事業補助金1,750万ですけれども、事業所への補助金ですけれども、これは何か所にやっついて、その人数的なそういう条件があるのかどうか伺いたいと思います。

あともう一点は、24ページ、土木費です。村道維持補修工事966万6,800円ですけれども、これはどの場所か伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 3番、小針議員のご質問にお答えいたします。

22ページの商工振興費の中の補助金、雇用確保支援事業補助金でございます。

こちらは村内の事業所で1人でも雇用している事業所に対して補助をするというようなもので、こちらも先ほどの農業と同じく昨今の資材等の価格高騰に対する支援策と雇用を維持するというような目的で実施するものでございます。従業員1人当たり1万円補助するというようなものでございまして、現在の対象としましては、村内にある143社ほどを対象とすることとしております。従業員数にしますと1,750人というようなことで、掛ける1万円と

ということで1,750万円の予算を計上させていただいたというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） 3番、小針議員の質問にお答えいたします。

24ページになります。土木費、道路橋梁費の工事請負費966万8,000円の増額補正した場所、中身は何かというところでございますが、今回の修繕箇所につきましては5か所計上しております。その中身でございますが、うち3か所が小高地区でございます。丑久保地内の村道小一21号線、こちら道路の排水路整備ということでございまして、落ち蓋式道路側溝の劣化並びにグレーチングの再設置工事ということでございます。同じく中畷地内、村道小一7号線、こちらにつきましてはハリオン・ドール入り口並びに郵便局付近の歩道の水だまりを解消する工事ということでございます。併せて同じ路線で、路面排水処理工事も同時に施工いたしまして、さらには農業集落排水事業の舗装工事と一体施工するというところで取り組むことといたします。

4か所目でございますが、竜崎字古辺田地内、村道竜一20号線になります。こちら道路排水処理工事で、土砂が堆積しているので、排水能力が低下し、田んぼに流入するおそれもありますので、機能を通常どおりに戻す工事としております。

最後の5か所目でございますが、四辻新田字弥左衛門平地内、村道Ⅱ一1号線になります。こちら横断側溝の修繕工事で、現在3か所の横断側溝がありますが、いずれも経年劣化がひどく、排水処理能力が低いということで修繕するものでございます。

いずれの修繕工事につきましても、区長からの依頼でございまして、現地確認した結果、道路機能の低下が原因によるということが判明しましたので、緊急性や危険性、こちらがあるために今回の補正に計上し修繕対応するものでございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 満を持して、それでは2点ほど質問させていただきます。

ページ、21ページであります。

12の委託料、実施計画策定業務委託料2,800万円は、三ツ池との説明がありましたが、必要性和計画の内容についてお伺いします。

2点目は、ページでいきますと、22ページであります。12の委託料、森林再生事業委託料

6,693万4,000円は、どこで、面積は。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） ただいま6番、小林議員のご質問に対してお答えいたします。

まず、21ページの農地建設費の中の実施計画策定業務委託料2,800万でございます。

こちら、議員おっしゃったとおり、竜崎の三ツ池に係るものでございまして、この三ツ池につきましては、堤体からの漏水が見られるということで、当初から事業計画をしております、実際は令和6年度に実施計画をする予定でございました。ただ今般その緊急性があるということで、県のほうから早めの補助金の内示があったということで、前倒しで今回、実施計画を組ませていただくために今回、予算を計上したというような内容でございます。

続きまして、22ページの森林再生委託料でございます。こちら6,693万4,000円ほどの増額でございます。

こちらにつきましては、森林再生事業について当初計画として年度別計画を策定しておったところですが、その事業内容について、人工林のみの該当ということで、途中で事業内容が変わったものでございます。しかしながら、年度別計画まで策定しておいた関係上、せめてその計画を策定したものについては、補助事業として取り組ませていただきたいということで常々、県のほうに要望をしておったところ、今回、予算的な措置がついたということで、この予算の範囲の中で既に計画を組んでおる北須釜と南須釜地区について再生事業を委託により実施するというような内容でございます。

以上でございます。

申し訳ございません。面積につきましては、詳細については現在把握しておりませんが、県からの内示額のこの予算の中でできる範囲で実施するというような内容でございます。

以上でございます。

詳細については後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

8番、飯島三郎君。

○8番（飯島三郎君） 21ページの農地建設費の中で、18の負担金補助及び交付金の中の農業集落排水事業補助金の中身のほうをお願いします。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、高林浅輝君。

○地域整備課長（高林浅輝君） 飯島議員の質問にお答えいたします。

21ページ、18の負担金補助交付金の農業集落排水事業の補助金32万9,000円の中身ということですが、こちら農業集落排水事業でございますが、こちらの一般管理費の中の職員の人件費、こちらが人事院勧告により増額になっているという増額の部分と、あとは使用料の部分、もう一つ、口座振替手数料の増額ということで32万9,000円の計上としております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑は終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号 令和5年度玉川村一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第6、議案第66号 令和5年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、曲山知賀子君。

〔健康福祉課長 曲山知賀子君登壇〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） それでは、議案第66号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第66号 令和5年度玉川村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第7、議案第67号 令和5年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、曲山知賀子君。

〔健康福祉課長 曲山知賀子君登壇〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） それでは、議案第67号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第67号 令和5年度玉川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第8、議案第68号 令和5年度玉川村上水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

地域整備課長、高林浅輝君。

〔地域整備課長 高林浅輝君登壇〕

○地域整備課長（高林浅輝君） それでは、議案第68号についてご説明申し上げます。

〔朗読・説明〕

○地域整備課長（高林浅輝君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第68号 令和5年度玉川村上水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第9、議案第69号 令和5年度玉川村農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

地域整備課長、高林浅輝君。

〔地域整備課長 高林浅輝君登壇〕

○地域整備課長（高林浅輝君） それでは、議案第69号について説明申し上げます。

〔朗読・説明〕

○地域整備課長（高林浅輝君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第69号 令和5年度玉川村農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議とし、休憩いたします。10分間休憩いたします。

（午前11時00分）

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 10 分）

○議長（須藤利夫君） 休憩前に、議案第65号 令和5年度玉川村一般会計補正予算の中で、6番、小林徳清議員の質問に対し、答弁できなかった件があります。ここで答弁をいただきます。

産業振興課長、塩田敦君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（塩田 敦君） 先ほどの6番、小林議員のご質問、6款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費の中の森林再生事業委託料の補正額6,693万4,000円により実施する面積でございますが、現時点では20.33ヘクタールの整備を予定してございます。

以上でございます。

◎議案第70号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） それでは、日程第10、議案第70号 玉川村ふれあいセンター改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

健康福祉課長、曲山知賀子君。

〔健康福祉課長 曲山知賀子君登壇〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） それでは、議案第70号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） よろしくご審議、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

3番、小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 3月25日までの工事なんですけれども、電気系統の工事をやるとい

うことなんですけれども、今、多くの方がふれあいセンター利用されております。その工事を受けて、中のその休みとかそういうことが発生するのかどうか伺いたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） 屋内の電気工事等実施している間、ふれあいセンターの運営のほう、お休みなどがあるのかどうかというご質問についてですが、電気工事については、一度に全部というのではなく部屋ごとに行うということですので、利用されている方にご不便が生じないような形での工事を予定しております。今のところ工事のために平日休みになるというような予定はございません。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） この件は、当初予算が3,300万で補正で3,000万組まれまして、合計6,600万となりまして、それに対しても予定価格がテンパー切った5,934万5,000円となっています。これ予定価格が僕は納得いくものでありますが、落札率97.5%はこれも妥当ですよ。ただ建設資材高騰の中で10%を切ったの予定価格は適正だったんでしょうか。

それと、今までこの予定価格を公表しなかった。それが書面でもって予定価格が公表したのは、村長自ら、皆さんの進化だと僕は評価しますよ。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、曲山知賀子君。

○健康福祉課長（曲山知賀子君） 入札の執行率の97.5%ということで適正かどうかということに関するご質問かと思うんですが、入札の執行については、厳正に行っており、その結果ですので……

〔「聞こえない」と言う人あり〕

○健康福祉課長（曲山知賀子君） 入札の執行については、厳正に行っており、その結果ですので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、須田潤一君。

○総務課長（須田潤一君） 予定価格の公表についての小林議員のご質問かと思われませんが、価格につきましては……していない。失礼しました。

〔「進化していると言ったんです」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） いいの。

〔「質問じゃないから」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑は終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号 玉川村ふれあいセンター改修工事請負契約の締結についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第11、議案第71号 旧駒木根工業（株）工場等解体工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

遊水地対策室長、溝井浩一君。

〔遊水地対策室長 溝井浩一君登壇〕

○遊水地対策室長（溝井浩一君） それでは、議案第71号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○遊水地対策室長（溝井浩一君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） これは予定価格が予算額に対して、ほぼ満額なんですよ。落札率は97.3%であります。通常は、今までの入札からしたら考えられません。なぜ予算額7,000万

に対して予定価格が同じなのか。解体坪単価幾らでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 小林議員の質問についてお答えいたします。

まず、入札関係、予算7,000万という当初予算の計画でございます。これについては設計を行ったときの額をそのまま使っておりまして、それに対する入札でございますが、これについては各会社、積算をして入札をしておりますので、厳正に行われております。

あと、取壊しに係る解体費用の平米当たりの価格でございますが、延べ床面積、先ほども申しあげました2,547.7平米でございますが、割り込みますと約2万6,800円という金額になります。なお、スクラップとか出ますので、その分を差し引かれた額でなっておりますので、お知らせをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

3番、小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） この解体工事ですけれども、油とかの流出が心配されて検査もやったと思いますけれども、この工事でその基礎とかも撤去するので、その分の油とかも多分染みている部分があると思うんですけれども、その部分もこれに含まれているのかどうか伺います。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 3番、小針議員の質問でございますが、今回の解体工事については、先ほど議員から言われましたように、土壌のほうの調査を行っております。解体につきましては、それぞれリサイクル法に基づきまして、分別、収集をして処分するということで、その分についてはその内容での積算となっております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

4番、石井清勝君。

○4番（石井清勝君） 工場敷地でなくて、その脇にある水路2本あると思うんですけれども、その解体したとき、3月28日までの解体ということになっているんですけれども、あその水路が結局小高地区の田んぼ関係の排水路なので、そこの管理をちゃんとしてほしいんですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 4番、石井議員の質問に対してお答えいたします。

議員おっしゃったとおりで水路が中に入っております。これについては、建物等がかかっておりませんので、適切に管理したいと思います。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 私がさっき聞いたのは、予定価格が予算額と同じなのはなんですかと聞いた。

あと、解体面積、私の計算の仕方が違っていたら、ごめんなさい。もし間違っていたら訂正してください。1,672.52平米じゃないでしょうか。これはイコール505.93坪であります。それを単価で割りますと、13万6,560円なんですよ。違いますか。違っていたら訂正してください。違わなかったらそのまま結構です。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 6番、小林議員の質問に対してお答えいたします。

まず、先ほど言った設計額とか予算ということなんですけれども、予算を取るために設計をしての金額でございますので、その差はたしかないかと思えます。

あと、先ほど面積につきましては、登記されている面積と現況調査、例えば設計委託調査したところ、実測したところがかなり登記以外も建物がございまして、先ほど言いましたように9棟ございます。登記上は少ない登記ではございますが、実測するとその面積となりますので、割り返しますと、2万何がしの額となります。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 私は、よこした資料を見て、私、言ったんですよ。あの資料はでたらめですか。

○議長（須藤利夫君） 遊水地対策室長、溝井浩一君。

○遊水地対策室長（溝井浩一君） 6番、小林議員の質問にお答えします。

あくまでも現在、工事発注する際には、現地実測をしたものでやっております。資料というのは、11月の臨時議会で行いました登記されているものについての部分でございます。土地と建物、全部、登記簿謄本に記載されたものの売り買いでございます。それ以外の分に

ついては出ておりません。あくまでも今回の取壊しについては、実測した坪数、面積になっております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

3番、小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） この事業、遊水地も絡んでいる事業でありますので、これ3月までに取壊し、その後、客土とかいろいろあると思いますけれども、今後の進める予定として考えていることがあれば教えてください。その後のスケジュールみたいなこと。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 小針議員のご質問にお答えをさせていただきます。

泉郷駅前、あの開発プロジェクトということで今、進めさせていただいておりますが、これはあそこ駒木根工場があったことによって、景観上も防犯上も好ましくないという部分でございますし、あと駅前という位置関係にありますので、村にとっての顔でもありますので、そこのにぎわいづくり、活性化を図っていこうということ、さらにはあそこを活性化することによって、JR水郡線の活性化にもつながっていこうというようなことで進めております。

そういう中で、今、議員がおっしゃられたとおり、遊水地との関連性もありまして、あそこを取り壊した後、下がっていますので、そこに遊水地で工事をした土を運んできて、そこを埋めることによって、国道と平らにしたいというような思いは持っております。

さらにこれから、じゃあそこをどんな形で活用していくんだという分につきましては、現在、庁内にプロジェクトチームをつくって、いろいろ検討しております、例えば公共施設とか、あと子育てに関連するような施設とか、さらには民間商業施設とか、あとは宅地とか、様々な視点で今、検討しているところでございまして、遊水地の移転の方が間に合うような、そういうスケジュール感を踏まえながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

3番、小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） この工事をせっかくやるわけで、あそこのあの南側とか田んぼとかがあるんですね。また、あの辺の方から直接言われたことで、もう田んぼとか要らないので、どうせなら一緒に買ってもらえないですかなんていう話もあるんですよ。だから、やっぱり対策室が入って、この機会にその代替地に出してもいいんですよということのそういう取りまとめも一緒にやってもらって、広くそこを検討してほしいという、これ別に私の意見です

ので、そういったことの検討もお願いしたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 村長、須釜泰一君。

○村長（須釜泰一君） 小針議員のご質問といたしますか、ご意見に対して、私の考え方をお示しさせていただきますと思います。

まさに議員、今おただしのとおりでございますので、あそこを有効活用するのに、例えば駒木根工場跡地だけではなくて、もう少し幅広い範囲の中で有効活用可能であれば、そういうことも含めて検討してまいりたいと思いますし、さらにあの線路の先の部分についても、有効活用が可能であれば、ただご存じのとおり、お金がかかる、そういう事業となってまいりますので、もちろんその単独費だけではなくて、例えば補助金の有効活用でしたり、有利な起債を活用して、どの程度までできるかということをしかりと検討した上で、皆さんが納得いく、満足するような、そういうその施設について検討してまいりたいと考えております。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号 旧駒木根工業（株）工場等解体工事請負契約の締結についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第12、議案第72号 すがまプラザ校庭法面地すべり防止工事請負契約の締結についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

企画政策課長、小針武彦君。

〔企画政策課長 小針武彦君登壇〕

○企画政策課長（小針武彦君） それでは、議案第72号についてご説明申し上げます。

〔朗 読・説 明〕

○企画政策課長（小針武彦君） よろしくご審議、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） この件は、私にとって因縁の件でもありますね。これは9月の定例会に補正で1億4,250万組まれました。今回30%を切って、予定価格組まれました。これ、なぜでしょう、3割切っているんですよ。それで、そうしますと1億4,250万が予定価格が1億ちょっとで組まれていますよね。当初予算計上があまりにもずさんというのか、打算的というのか、井勘定というのかな、そういうような勘定だったのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 企画政策課長、小針武彦君。

○企画政策課長（小針武彦君） 6番、小林議員の質問にお答えします。

当初の予算要求時における金額と今回の工事請負費の差額につきましては、9月補正予算要求時におきましては、詳細なその工法の検討に至らず、深層混合処理工法、こちらのみによる概算工事費で、先ほど申しました1億4,250万で計上したところではありますが、その後、詳細な調査におきまして、グラウンドアンカー工、こちらの工法の併用が可能であるという結果に至りまして、結果その工事費の圧縮が図られたものでございます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑は終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号 すがまプラザ校庭法面地すべり防止工事請負契約の締結についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第13、発議第3号 玉川村議会基本条例制定特別委員会の設置についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

11番、塩澤重男君。

〔11番 塩澤重男君登壇〕

○11番（塩澤重男君） 発議3号について、提案する理由を申し上げます。

玉川村議会基本条例制定特別委員会の設置についてですが、議会の理念・あるべき姿、議会と議員の活動原則や公平・公正・透明で開かれた議会づくり、住民参加を推進することを明文化した、議会運営の基本原則を定める基本条例の制定に向け、新たに特別委員会を設置し、調査・研究、検討等を行っていくものであります。

発議第3号

令和5年12月13日

玉川村議会議長 須藤利夫 様

提出者	玉川村議会議員	塩澤	重男
賛成者	同	上	石井 清勝
	同	上	小針竹千代
	同	上	佐久間安裕
	同	上	大羅 将

玉川村議会基本条例制定特別委員会の設置について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

玉川村議会基本条例制定特別委員会の設置について

次のとおり玉川村議会基本条例制定特別委員会を設置する。

記

1. 名称 玉川村議会基本条例制定特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び玉川村議会委員会条例第5条
3. 目的 住民参加を推進し、公平・公正・透明で開かれた議会、真に村民の負託に応える議会をめざし、条例の形で明文化するための調査・研究、検討等を行い、議会の基本理念・あるべき姿、議会運営及び議員活動の基本原則を定める条例制定を行うことを目的とする。
4. 委員の数 5名
5. 期間 条例制定までの閉会中の継続調査とする。

以上のとおりであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号 玉川村議会基本条例制定特別委員会の設置についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（須藤利夫君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎選任第4号の上程、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第14、選任第4号 玉川村議会基本条例制定特別委員会委員の選任についてを議題とします。

ここで暫時休議いたします。

(午前11時45分)

○議長（須藤利夫君） 再開いたします。

（午前 11 時 50 分）

○議長（須藤利夫君） ただいま設置されました玉川村議会基本条例制定特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、議長より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、玉川村議会基本条例制定特別委員会委員は、議長より指名することに決定いたしました。

ただいま慎重に審議した結果、玉川村議会基本条例制定特別委員会委員を議長より指名いたします。

塩澤重男君、石井清勝君、小針竹千代君、佐久間安裕君、大羅将君、以上5名を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5名を玉川村議会基本条例制定特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎報告第6号の報告

○議長（須藤利夫君） 日程第15、報告第6号 玉川村議会基本条例制定特別委員会委員長及び副委員長の互選についてを議題とします。

ただいま玉川村議会基本条例制定特別委員会委員が決定いたしました。委員会条例第8条第2項の規定により、玉川村議会基本条例制定特別委員会委員より委員長及び副委員長1

名を互選することになっておりますので、互選される間、暫時休議いたします。

(午前 11 時 52 分)

○議長（須藤利夫君） 再開いたします。

(午前 11 時 56 分)

○議長（須藤利夫君） 玉川村議会基本条例制定特別委員会委員長及び副委員長の互選結果選任については、事務局長より報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（大越健一君） それでは、玉川村議会基本条例制定特別委員会委員長及び副委員長の互選結果をご報告いたします。

玉川村議会基本条例制定特別委員会委員長、塩澤重男議員。玉川村議会基本条例制定特別委員会副委員長、小針竹千代議員。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） ただいま報告のとおりであります。

◎発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（須藤利夫君） 日程第16、発議第 4 号 玉川村議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

3 番、小針竹千代君。

[3 番 小針竹千代君登壇]

○3 番（小針竹千代君） 発議第 4 号 玉川村議会議員定数条例の一部を改正する条例を提案する理由について申し上げます。

本村を取り巻く環境は、少子高齢社会の進展と人口の流出が止まらず、急激な人口減少が進んでいる中にあり、少子高齢化対策や移住定住対策、地域活性化対策などの多くの課題に直面している。

このような中、議会議員はしっかりと現状を認識した上で、不断の努力を怠らずに活動し、村民の福祉向上に取り組む責務がある。

このたびの住民アンケート調査の結果を踏まえ、議会の在り方や議員定数について全議員で討論を重ねてきた。

アンケート結果は、50代以下の方は現状で運営できているのであれば現状維持で問題がないのではないかと、また定数が減ってしまうと若い方や女性の方の成り手がますますいなくなってしまうとの危機感を持っており、現状維持が多い状況が見てとれる。

60代以上の方は、初めて選挙権を得てからこれまでの長い年月議会活動を見続けてきた中で、議会活動に対する思いや考え方から議員定数は削減すべきとの回答が多い状況が見てとれる。

そうした現状から、「今まで・現在・これから」を考えたときに、それぞれの考え方や意見が相反することは理解できますし、どちらの意見が正しいとは当然言えません。

しかしながら、アンケート結果では、現在の定数から2名削減した10名がよいとの回答が最も多く、8名以下がよいも含めた削減すべきとの回答は、半数以上の58%を占めており、大多数の民意は削減すべきと判断される。

このことから、村民の思いを真摯に受け止め、将来を見据えた財政状況の見通しや人口の推移、他自治体の動向も踏まえ、議員定数について適切に対応する責務があり、定数削減は避けては通れないものとする。

議員定数の多さが、より多くの民意を反映するという考えを改め、自らの質を高め、自らの責任で、いかにして民意を効果的に反映させるかであり、今こそ、議会議員自らの決断をもって、身を切ることで議会改革を進めるべきである。

以上のことから、議会役割と議員の責務を果たすことのできる議員定数として、令和6年の議会議員改選時までに「12人」を「10人」とする本条例の改正案を提出するものである。

発議第4号

令和5年12月13日

玉川村議会議長 須藤利夫 様

提出者 玉川村議会議員 小針竹千代

賛成者 同 上 塩澤 重男
同 上 小林 徳清

玉川村議会議員定数条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

玉川村議会議員定数条例の一部を改正する条例について

玉川村議会議員定数条例（平成14年玉川村条例第36号）の一部を次のように改正する。
本則中「12人」を「10人」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

なお、新旧対照表については、次のページにあります。

ご審議、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（須藤利夫君） これから質疑を行います。

8番、飯島三郎君。

○8番（飯島三郎君） この件につきまして、削減する最大の理由は何でしょうか。

○議長（須藤利夫君） 3番、小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 削減の理由については、先ほどでも説明しましたがけれども、アンケート結果を取ったその民意の58%が削減すべきということであります。

○議長（須藤利夫君） 8番、飯島三郎君。

○8番（飯島三郎君） アンケートというものは、あくまでも参考意見としてでありますので、それを基にするのはいかがなものかと思えます。

○議長（須藤利夫君） 3番、小針竹千代君。

○3番（小針竹千代君） 全員協議会の中で、はっきり言いますけれども、私と小林議員はあのアンケートに反対しました。これはなぜかという、もし8人ということが多かっただうするのかという心配をしたんですね。でも、アンケートの結果はやっぱり村民は良識があって、やっぱり2人減という形が一番多いんですけども、そのアンケート取った以上は、このやつをやらなければ、村民から議員は何をやっているんだということになるし、私は思います。

○議長（須藤利夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。

○議長（須藤利夫君） まず、原案に反対者の発言を許します。

2番、佐久間安裕君。

○2番（佐久間安裕君） 私は今回の議員発議4号、議員定数を削減し、定数を10人とする条例改正案に反対の討論を述べさせていただきます。

まず初めに、私は議員定数見直し論に反対するものではありません。今回はあくまでも拙速であると。そういう意見で反対を申し上げたいと思います。

今回実施いたしました村民アンケート調査の結果でございますが、「現状維持」12名、これは38%、「削減」10名、これは40%という意見であり、これは非常に僅差であります。これをもって民意多数とすることが正しいのか。むしろ50代以下は「現状維持」が47.6%と多いという、そういう意見は切り捨ててしまってよいのか。そういうことに疑問を感じております。なお、50代以下で「10人」とする意見は32%あります。

若い世代にも挑戦するチャンスが必要であり、また様々な世代が意見交換を交わす、そんな活力ある議会、その活動は我々玉川村議会が目指すところの住民福祉の向上につながり、村政発展に寄与するものと信じます。

実施しましたアンケートの結果、回答、ご意見には、議会及び議員に対する不満を含めた議会議員に対する叱咤激励、多くの意見が寄せられました。また、村政についても多くのご意見をいただいたことは、執行部の皆様とも情報共有をさせていただいております。我々はその多くのご意見に対し真摯に向き合い、議会改革を行うことがまず第一であると思っております。

次に、今回のアンケート調査を受け、民意であるから即削減すべしという意見で、このたび議員発議を行ったわけでございます。しかしながら、全員協議会の開催も少なく、また見直し議論から2か月余りで結論を出すということが正しいのか、それが民意であるのか、若い世代からの意見は反映されないのか、それこそ議会の透明性や成り手不足解消につながるのか。様々な観点から議論をし、また現在、制定に向けて協議を重ねております玉川村議会基本条例の制定とともに、議会改革自ら行っていく姿勢を発信していくべきであると思っております。

議会制民主主義は、議論、討論を十分に尽くし、そして合議形成を行うものと考えます。今回の議員発議については、いまだ議論の開始段階であり、アンケート調査をもって即削減

ということは拙速すぎるのではないか、そのように思っております。

これからは十分な議論を尽くすこと、そしてその内容を公開していくことが我々議会に求められていることであり、見直し議論はすべきではあるが、今回の発議については拙速であると。そういう立場で反対を申し述べます。

○議長（須藤利夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） まず、私は民意とともにあります。少子高齢、人口減少にあえぐ多くの市町村の情勢は、減少に伴う議員定数削減の方向となっていく趨勢にあります。当村もほかに同様、平成19年からの15年間で2割強の減少となって、6,000人を切る寸前の現状から、過日、定数見直し案が議論され、議会において自ら身を切る率先垂範の改革をすべきではないかとの発案に対して、村民の声を聞くアンケート調査実施をとの多数の意見により、各戸へ用紙を配布しました。回収率は前回は上回る52.86%で、約60%の民意は削減を求めるものであります。これに反する12名の現状維持は村民の理解を得られないばかりか、アンケートの意味をもなさない民意無視の事態となり、何なる理屈をもってしても、議会議員に対し不信感を招くもので、我が身の保身と批判を受けることになるであろうと推察するものであります。

私は、少子高齢、人口減少に歯止めがかからない中、今後の推移に懸念を感じる議員として、多くの民意を反映させる職務と責務から、今回の案件に基づく定数2名削減に大いに賛成であります。見識ある多数の議員の賛同を強く求めます。

以上。

○議長（須藤利夫君） ほかに討論ありませんか。

8番、飯島三郎君。

○8番（飯島三郎君） 私は、反対の立場で発言します。

過去には、この削減について十分検討いたしました。その中で、まず一番感じたことは、中島村の村議会でございます。定数10人から8人にしたところ、病人が多数でたので、それでは議会は成り立たない。そういう思いで現状維持のほうがいいという判断をいたしました。

そして、先ほど特別委員会がまた新しくできました。そういうふうに仕事が多くなってきます。人数が少なくなりますと、まず議員の仕事はますます増えて、村内の隅々まで行き届かなくなることは間違いないと思います。

そのようなことで、私は反対討論といたします。

○議長（須藤利夫君） ほかに討論ありませんか。

11番、塩澤重男君。

○11番（塩澤重男君） 賛成討論を行います。定数見直し削減の提案に賛成します。

今回のアンケート、様々な意見がありました。「定数増」という人もありますし、「現状維持」あるいは「定数削減」、一番多かったのは「10名に削減」あるいは「8名に削減」というのが、過半数の58%の数字を占めております。村民の意見、意向は「定数削減」という結果でありました。

人口減少が加速する中、議員定数も減らすべきと思います。村民の意思を真摯に受け止め、定数削減に賛成します。

以上です。

○議長（須藤利夫君） ほかに討論ありませんか。

10番、三瓶力君。

○10番（三瓶 力君） 今回のご協力いただきましたアンケート全てを長時間をかけて、皆様の思い、考え、いろいろと各方面から私なりにいろいろと検討させていただきました。

そうした中、このアンケート回数1,029の中で、先ほどもいろいろお話出ました。そういったなかに伴いますが、年代別で議員定数で12名の意見等が多かったのは、先ほどもありましたが、20代、30代、40代、50代で年齢別では多かったです。また、その比率から見ますと、私の計算でありますと、約35.3%のアンケート結果です。議員定数10名の意見が多かったのは、60代以上でありました。比率から見ますと、64.4%であり、回収した数でも60代以上の方が一番多く、数でも偏っているのではないのでしょうか。

先ほどいろいろお話あったとおり、よって、私は20代、30代、40代、50代の貴重な意見等を考慮、尊重しまして、議員定数10名には反対します。

○議長（須藤利夫君） ほかに討論ありませんか。

7番、大和田宏君。

○7番（大和田 宏君） 賛成の立場で発言をいたします。

今アンケートの状況の話が大分出ておりますが、当然少数意見の尊重も十分考えなければならぬというふうに思いますが、先ほど提出者からありましたように、やはり数字の世界なので、多いほうに重視を置くということの考えには賛同しております。減ったとしても、当然メリットあるいはデメリットがあります。それは今後の中で十分協議しながらカバーしていけば十分できるものと思っております。仮に減った場合、それぞれの議員の方々はずぐ

に活動できる環境づくりをするのが一つあるのかなというふうに感じておまして、そういうのを克服しながら、減らしても十分対応できるというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） ほかに討論ありませんか。

4番、石井清勝君。

○4番（石井清勝君） いろいろ出ていますけれども、私は一応、賛成のほうに回ります。

なぜかという、近隣の市町村が10名とかまで来ているものですから、これは人口関係でなくて、予算関係もあるので、我々は代表していますけれども、やはり村のほうをいかにして今後活性化するということとすれば、やはり議員が身を削ってやらないと、もう村のほうも活性化しないと思いますので、賛成します。

以上です。

○議長（須藤利夫君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） 討論がないようですから、これで討論は終わります。

これから発議第4号 玉川村議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（須藤利夫君） 起立少数です。

よって、本案は否決されました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（須藤利夫君） 日程第17、委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

玉川村議会運営委員会委員長から、玉川村議会運営委員会において、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（須藤利夫君） 日程第18、委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

玉川村議会総務産業建設常任委員会委員長から、玉川村議会総務産業建設常任委員会において、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（須藤利夫君） 日程第19、委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

玉川村議会文教厚生常任委員会委員長から、玉川村議会文教厚生常任委員会において、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（須藤利夫君） 日程第20、委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

玉川村議会広報編集特別委員会委員長から、玉川村議会広報編集特別委員会において、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程の追加

○議長（須藤利夫君） 先ほど玉川村議会基本条例制定特別委員会委員長から玉川村議会基本条例制定特別委員会の閉会中の継続調査の件について提出されました。

日程第21、日程の追加についてを議題にします。

お諮りします。

これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、玉川村議会基本条例制定特別委員会の閉会中の継続調査の件を追加日程第1とすることに決定しました。

ここで暫時休議いたします。

（午後 零時23分）

○議長（須藤利夫君） それでは、再開します。

（午後 零時 26分）

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（須藤利夫君） 追加日程第1、委員会の閉会中の継続調査の件を議題にします。

玉川村議会基本条例制定特別委員会委員長から、玉川村議会基本条例制定特別委員会において、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎村長挨拶

○議長（須藤利夫君） 以上をもって、本定例会の全日程、全議案の審議が終了いたしました。

村長より一言ご挨拶をお願いいたします。

村長、須釜泰一君。

〔村長 須釜泰一君登壇〕

○村長（須釜泰一君） 令和5年12月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月8日から開会いたしました本定例会におきまして、議員各位には慎重審議をいただきまして、そのご労苦に対しまして衷心より敬意と感謝を申し上げます。

おかげさまをもちまして、令和5年度の一般会計、特別会計、企業会計の各補正予算をはじめ、人事院勧告や福島県人事委員会勧告に伴う、それぞれの給与等改正条例や工事契約案件など、多数の重要案件につきまして審議を賜りまして、いずれも原案どおりご議決いただ

きまして、本日閉会の運びに至りましたことは、村政発展のため、誠にご同慶に堪えないところでございます。

ご議決いただきました事業等につきましては、スピード感を持って速やかに取り組んでまいります。

また、本定例会において、玉川村議会基本条例特別委員会が設置されましたことは、今後本格的な議論がなされる中で、様々な視点での幅広い検討が行われ、住民参加が推進され、公平・公正・透明でより開かれた議会、村民のための議会になるものと大いに期待をしているところでございます。

さらに、玉川村議会議員定数条例の一部を改正する条例が議員発議により提出され、村民の皆様にとって、そして玉川村のさらなる進展に向けて、議員定数がどうあるべきかについて慎重審議がなされ、結果は否決となりましたが、我々は玉川村の進展、主役である村民の皆様方の福祉向上に向けまして、しっかりと取り組んでいくことが責務であります。

県においては、12月11日に県議会12月定例会が開会され、内堀知事は台風13号に伴う大雨災害に対応する県独自の支援など、喫緊に措置すべき経費等の補正予算や条例改正などの議案を提出されております。去る11月12日投開票で第20回福島県議会選挙が実施され、県全体の投票率は40.73%となっており、玉川村の投票率は58.37%、10代及び20代の投票率は33.45%という結果となり、特に若い世代での選挙離れが浮き彫りにされる結果となっております。

なお、改選後の第76代県議会議長には西山尚利氏が、第80代副議長には山田平四郎氏が選任されましたが、両氏のご活躍を心よりお祈りを申し上げます。

村におきましても、令和6年度当初予算の編成作業中ではありますが、所信でも申しましたように、使命感を持って斬新な発想でめり張りの利いた予算を編成してまいりたいと考えております。

一方で、物価高騰やエネルギー価格の高騰につきましては、先行き不透明な状況にあり、引き続き社会的問題となっております。このため、これらの影響を受けている農業者、商工業者への支援や生活困窮者、低所得世帯への支援としての補助事業を本定例会においてご議決いただきましたが、今後も情勢の変化や国等の動向を注視し、新たな支援等が必要な場合は速やかに対応してまいりたいと考えております。

一般質問、議案審議等でいただきましたご意見等につきましては、十分これを尊重し検討させていただき、村政運営に遺憾なきよう万全を期してまいる所存でございます。

本議会の初日に所信の一端を述べさせていただきましたが、阿武隈川遊水地群整備計画をはじめとする大規模プロジェクトの推進や人口減少・少子高齢化問題の対応など課題は山積しておりますが、村民の皆様のご意見などをしっかりと聞きながら、皆様と一緒に魅力ある活力ある元気で豊かな村づくりを進め、選ばれる玉川村を創造してまいりたいと考えておりますので、特段のご支援、ご協力、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

2023年、令和5年も残すところあと僅かとなりました。これから厳寒期に向かいます折から、議員各位におかれましては十分にご自愛いただきまして、引き続き本村のさらなる進展と村民福祉の向上に向け、ご尽力賜りますようお願いを申し上げます。

来る令和6年を迎えるに当たりまして、皆様方のますますのご健勝とご活躍、ご多幸を心よりご祈念いたしますとともに、今後とも特段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（須藤利夫君） 議員各位におかれましては、長時間にわたり慎重審議をくださりまして、誠にご苦労さまでした。

また、説明のためにご出席をくださいました執行当局の皆様におかれましても、誠にありがとうございました。

これもちまして、令和5年12月定例会を閉会といたします。

（午後 零時33分）